

第3期

平成21(2009)年度

田野畑むらづくり基金 報告書



平成19年度田野畑村観光写真コンクール佳作作品
「朝の漁」/工藤 ひろしさん(青森県弘前市)

岩手県田野畑村

1 社会投資家である寄付者や村内外の皆様へ

皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろから本村のむらづくりに対し格別のご支援、ご協力を賜り、心からお礼を申し上げます。

ここに、田野畑むらづくり基金（以下、基金）の第3期（平成21（2009）年度）の報告をさせていただきます。

この基金の仕組みは、村が提示した政策メニューの中から寄付者の方々が寄付金で選択することから、選挙に例えて「寄付による投票」と呼ばれています。寄付者の社会的なニーズを寄付金という形でくみ取り、政策に反映させようとするものです。この意味において、寄付者は「もう一人の投票者」であると同時に公益（パブリックベネフィット）を受け取ろうとする「社会投資家」とも言えるでしょう。

田野畑村では、「寄付による投票条例」を提唱している寄付市場協会（渡辺清会長）のご指導を仰ぎながら、平成19年10月に基金を導入することができました。「寄付による投票条例」の導入は、岩手県内では2番目、全国では28番目となっています。

政策メニューとしては、「自然環境の保全に関する事業」、「農山漁村の歴史文化の保存に関する事業」、「自然エネルギーの整備に関する事業」、「福祉および健康の推進に関する事業」、「子どもの教育および少子化対策に関する事業」の5つを提示しました。どの政策メニューも、田野畑村に不可欠なものにとらえています。

これらの政策メニューに対し多くの賛同者を得て、基金への寄付は、第1期2,669,000円、第2期1,507,149円、第3期で3,820,000円となっており、これまでの総額は7,996,149円（平成22年3月末）に達しました。

一方、運用益として第2期に2,823円、今期は12,307円の基金利子が生じており、基金総額では8,011,279円となりました。

地方自治を取り巻く環境は、行財政改革や地方分権、人口減少、少子・高齢化などによって激変をしています。一方で、都市と地方の地域間格差が社会問題として浮上し、何らかのひずみが生じていると指摘されています。こうした中で、「地方の自立」に向けた模索が全国の自治体に求められています。

田野畑村では、そのためのツールとして「寄付による投票条例」を有効に活用していきたいと考えています。そして、このツールが「地方と都市の架け橋」と呼ばれるようになることを期待しています。同時に、寄付を通じた新たな地方自治のひとつのモデルを確立すべく努力していく方針です。

皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう深くお願い申し上げます。

平成22年3月

田野畑村長 上机 莞治

2 寄付の概況

第3期（平成21（2009）年度）は、寄付者延べ42人から総額3,820,000円、件数43件の寄付がありました。

政策メニュー別では、「自然環境の保全に関する事業」が30,000円（2件） 「農山漁村の歴史文化の保存に関する事業」が0円（0件） 「自然エネルギーの整備に関する事業」が0円（0件） 「福祉および健康の推進に関する事業」が40,000円（2件） 「子どもの教育および少子化対策に関する事業」が270,000円（29件）となっています。このほか「指定なし」が3,480,000円（10件）でした。

地域別では、埼玉県が3,000,000円（1件）次に岩手県（田野畑村を除く）で410,000円（17件） 続いて田野畑村が230,000円（10件） 東京都が110,000円（2件） 茨城県が60,000円（12件）などとなっています。

寄付額別では、最高額が個人の3,000,000円でした。また、10,000円が17個人と件数で最も多くなっています。1個人・団体当たりの平均寄付額は90,952円（1件当たり88,837円）で、種別では個人が1人当たり91,951円（1件当たり89,761円） 団体が1団体当たり50,000円（1件当たり50,000円）となっています。

なお、基金は定期預金として管理しているため、今期に12,307円の基金利子が生じ、第3期の基金総額は、3,832,307円となりました。

3 寄付財源の事業化

寄付財源を予算化して事業は行っていません。今後、事業実施に向けた検討を重ね、より良い有効活用を図り、事業を展開していきます。

4 寄付のデータ

(1) 年度別

(単位 金額：円、件数：件、人数：人)

| | 平成 19 年度 | | 平成 20 年度 | | 平成 21 年度 | | 合 計 | |
|---------|-----------|-----|-----------|----|-----------|----|-----------|-----|
| | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 |
| 自然環境の保全 | 231,000 | 19 | 175,000 | 14 | 30,000 | 2 | 436,000 | 35 |
| 歴史文化の保存 | 125,000 | 11 | 10,000 | 2 | 0 | 0 | 135,000 | 13 |
| 自然エネルギー | 55,000 | 7 | 10,000 | 2 | 0 | 0 | 65,000 | 9 |
| 福祉・健康推進 | 215,000 | 19 | 170,000 | 8 | 40,000 | 2 | 425,000 | 29 |
| 子どもの教育 | 310,000 | 30 | 280,000 | 32 | 270,000 | 29 | 860,000 | 91 |
| 指定なし | 1,733,000 | 34 | 862,149 | 22 | 3,480,000 | 10 | 6,075,149 | 66 |
| 合計 | 2,669,000 | 120 | 1,507,149 | 80 | 3,820,000 | 43 | 7,996,149 | 243 |
| 運用益 | - | - | 2,823 | - | 12,307 | - | 15,130 | - |
| 基金取り崩し | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 基金合計 | | | | | | | 8,011,279 | 243 |

| | 平成 19 年度 | | | 平成 20 年度 | | | 平成 21 年度 | | |
|-------|-----------|-----|----|-----------|----|----|-----------|----|----|
| | 金額 | 件数 | 人数 | 金額 | 件数 | 人数 | 金額 | 件数 | 人数 |
| 個人・団体 | 2,669,000 | 120 | 88 | 1,507,149 | 80 | 69 | 3,820,000 | 43 | 42 |
| うち個人 | 2,249,000 | 103 | 80 | 1,280,500 | 74 | 63 | 3,770,000 | 42 | 41 |
| うち団体 | 420,000 | 17 | 8 | 226,649 | 6 | 6 | 50,000 | 1 | 1 |
| うち不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 地域別 | 2,669,000 | 120 | 88 | 1,507,149 | 80 | 69 | 3,820,000 | 43 | 42 |
| うち村内 | 510,000 | 38 | 29 | 666,649 | 21 | 17 | 230,000 | 10 | 9 |
| うち県内 | 736,000 | 45 | 34 | 420,000 | 23 | 21 | 410,000 | 17 | 17 |
| うち県外 | 1,423,000 | 37 | 25 | 420,500 | 36 | 31 | 3,180,000 | 16 | 16 |
| うち不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

| | 前年対比 | | |
|-------|--------|-----|-----|
| | 金額 | 件数 | 人数 |
| 個人・団体 | 253.5% | 54% | 61% |
| うち個人 | 294.4% | 57% | 65% |
| うち団体 | 22.1% | 17% | 17% |
| うち不明 | - | - | - |
| 地域別 | 253.5% | 54% | 61% |
| うち村内 | 34.5% | 48% | 53% |
| うち県内 | 97.6% | 74% | 81% |
| うち県外 | 756.2% | 44% | 52% |
| うち不明 | - | - | - |

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 前年対比 |
|----------------|----------|----------|--------|
| 1件当たり 寄付額 | 18,839 円 | 88,837 円 | 471.6% |
| 個人1人当たり 寄付額 | 20,325 円 | 91,951 円 | 452.4% |
| 団体1組当たり 寄付額 | 37,774 円 | 50,000 円 | 132.4% |

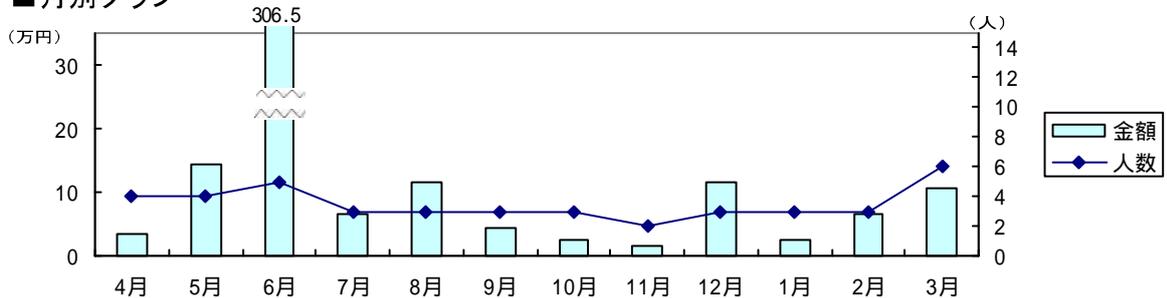
(2) 月別

(単位 金額：円、件数：件、人数：人)

| | 自然環境の保全 | | 歴史文化の保存 | | 自然環境* | | 福祉・健康推進 | |
|-----|---------|----|---------|----|-------|----|---------|----|
| | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 |
| 4月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6月 | 20,000 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 9月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30,000 | 1 |
| 10月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 11月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 12月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1月 | 10,000 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,000 | 1 |
| 合計 | 30,000 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40,000 | 2 |
| 運用益 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 基金計 | 30,000 | - | 0 | - | 0 | - | 40,000 | - |

| | 子どもの教育 | | 指定なし | | 合計 | | |
|-----|---------|----|-----------|----|-----------|----|----|
| | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 人数 |
| 4月 | 25,000 | 3 | 10,000 | 1 | 35,000 | 4 | 4 |
| 5月 | 45,000 | 3 | 100,000 | 1 | 145,000 | 4 | 4 |
| 6月 | 45,000 | 3 | 3,000,000 | 1 | 3,065,000 | 5 | 5 |
| 7月 | 15,000 | 2 | 50,000 | 1 | 65,000 | 3 | 3 |
| 8月 | 15,000 | 2 | 100,000 | 1 | 115,000 | 3 | 3 |
| 9月 | 15,000 | 2 | 0 | 0 | 45,000 | 3 | 3 |
| 10月 | 15,000 | 2 | 10,000 | 1 | 25,000 | 3 | 3 |
| 11月 | 15,000 | 2 | 0 | 0 | 15,000 | 2 | 2 |
| 12月 | 15,000 | 2 | 100,000 | 1 | 115,000 | 3 | 3 |
| 1月 | 15,000 | 2 | 0 | 0 | 25,000 | 3 | 3 |
| 2月 | 15,000 | 2 | 50,000 | 1 | 65,000 | 3 | 3 |
| 3月 | 35,000 | 4 | 60,000 | 2 | 105,000 | 7 | 6 |
| 合計 | 270,000 | 29 | 3,480,000 | 10 | 3,820,000 | 43 | 42 |
| 運用益 | - | - | - | - | 12,307 | - | - |
| 基金計 | 270,000 | - | 3,480,000 | - | 3,832,307 | - | - |

■月別グラフ



(3) 地域別

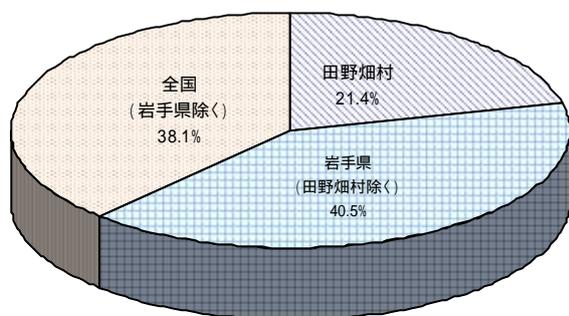
(単位 金額：円、件数：件、人数：人)

| | 自然環境の保全 | | 歴史文化の保存 | | 自然環境 | | 福祉・健康推進 | |
|------|---------|----|---------|----|------|----|---------|----|
| | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 |
| 田野畑村 | 20,000 | 1 | - | - | - | - | 40,000 | 2 |
| 岩手県 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 茨城県 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 埼玉県 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 東京都 | 10,000 | 1 | - | - | - | - | - | - |
| 千葉県 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 30,000 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40,000 | 2 |

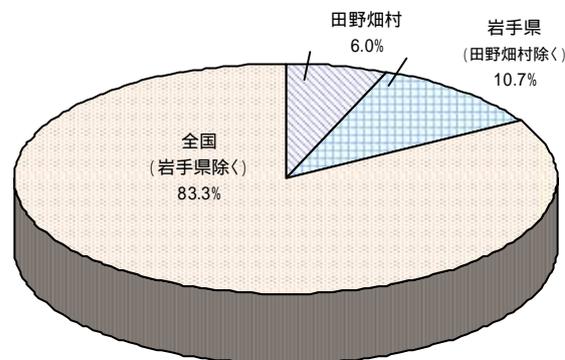
| | 子どもの教育 | | 指定なし | | 合計 | | |
|------|---------|----|-----------|----|-----------|----|----|
| | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 人数 |
| 田野畑村 | 50,000 | 3 | 120,000 | 4 | 230,000 | 10 | 9 |
| 岩手県 | 160,000 | 14 | 250,000 | 3 | 410,000 | 17 | 17 |
| 茨城県 | 60,000 | 12 | - | - | 60,000 | 12 | 12 |
| 埼玉県 | - | - | 3,000,000 | 1 | 3,000,000 | 1 | 1 |
| 東京都 | - | - | 100,000 | 1 | 110,000 | 2 | 2 |
| 千葉県 | - | - | 10,000 | 1 | 10,000 | 1 | 1 |
| 合計 | 270,000 | 29 | 3,480,000 | 10 | 3,820,000 | 43 | 42 |

注) 岩手県は、田野畑村を除く。

■地域別人数



■地域別金額



(4) 個人・団体別

(単位 金額：円、件数：件、人数：人・団体)

| | 自然環境の保全 | | 歴史文化の保存 | | 自然環境* | | 福祉・健康推進 | |
|----|---------|----|---------|----|-------|----|---------|----|
| | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 |
| 個人 | 30,000 | 2 | - | - | - | - | 40,000 | 2 |
| 団体 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 30,000 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40,000 | 2 |

| | 子どもの教育 | | 指定なし | | 合計 | | |
|----|---------|----|-----------|----|-----------|----|----|
| | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 人数 |
| 個人 | 270,000 | 29 | 3,430,000 | 9 | 3,770,000 | 42 | 41 |
| 団体 | - | - | 50,000 | 1 | 50,000 | 1 | 1 |
| 不明 | - | - | - | - | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 270,000 | 29 | 3,480,000 | 10 | 3,820,000 | 43 | 42 |

注) 1回の寄付で複数の用途を指定することがあるため、各用途の件数の和は人数と一致しません。

(5) 寄付額別

(単位：人、団体)

| | 個人 | 団体 | 不明 | 計 |
|-----------|----|----|----|----|
| 5,000 | 12 | - | - | 12 |
| 10,000 | 17 | - | - | 17 |
| 20,000 | 2 | - | - | 2 |
| 30,000 | 5 | - | - | 5 |
| 50,000 | 1 | 1 | - | 2 |
| 100,000 | 3 | - | - | 3 |
| 3,000,000 | 1 | - | - | 1 |
| 合計 | 41 | 1 | 0 | 42 |

(6) 個人の寄付者の方々(敬称略)

(単位:円)

| 氏名 | 住所 | 自然環境 | 歴史文化 | エネルギー | 福祉・兼好 | 教育 | 指定なし | 合計 |
|--------|---------|--------|------|-------|--------|------------|-----------|-----------|
| T・O | 田野畑村 | | | | | | 10,000 | 10,000 |
| 畠山 正一 | 田野畑村 | | | | | 10,000 | | 10,000 |
| T・N | 茨城県水戸市 | | | | | 5,000×12回 | | 60,000 |
| 佐々木 純吉 | 岩手県盛岡市 | | | | | 10,000×12回 | | 120,000 |
| 畠山 ミユキ | 田野畑村 | | | | | 30,000 | | 30,000 |
| M・K | 岩手県盛岡市 | | | | | | 100,000 | 100,000 |
| 工藤 裕弘 | 埼玉県所沢市 | | | | | | 3,000,000 | 3,000,000 |
| 中屋 伸陽 | 岩手県盛岡市 | | | | | 30,000 | | 30,000 |
| T・N | 田野畑村 | 20,000 | | | | | | 20,000 |
| K・N | 岩手県盛岡市 | | | | | | 50,000 | 50,000 |
| 久慈 英朗 | 東京都世田谷区 | | | | | | 100,000 | 100,000 |
| K・K | 田野畑村 | | | | 30,000 | | | 30,000 |
| Y・S | 千葉県市川市 | | | | | | 10,000 | 10,000 |
| T・K | 岩手県盛岡市 | | | | | | 100,000 | 100,000 |
| 菊地 寛 | 東京都北区 | 10,000 | | | | | | 10,000 |
| F・K | 岩手県滝沢村 | | | | | 10,000 | | 10,000 |
| C・S | 田野畑村 | | | | 10,000 | 10,000 | | 20,000 |
| 畠山 とし子 | 田野畑村 | | | | | | 30,000 | 30,000 |
| 小林 正一 | 田野畑村 | | | | | | 30,000 | 30,000 |

注) 氏名等の個人情報の掲載については、ご本人の了解が確認できた方のみとし、掲載を望まない方および不明な方は、非公開としました。

注) 寄付をいただいた順に掲載しています。

(7) 団体の寄付者の方々(敬称略)

(単位:円)

| 氏名 | 住所 | 自然環境 | 歴史文化 | エネルギー | 福祉・兼好 | 教育 | 指定なし | 合計 |
|-------------------|------|------|------|-------|-------|----|--------|--------|
| 産直プラザ 思惟大橋利用組合 | 田野畑村 | | | | | | 50,000 | 50,000 |

注) 寄付をいただいた順に掲載しています。

(8) 寄付者からのメッセージ

アイデアを出し合い、頑張る村『たのはた』を応援します。

(岩手県盛岡市・個人)

甚だ些少ではありますが、ご随意にお役立て下さい。

(千葉県市川市・個人)

田野畑の皆様、いつも有り難うございます。

(東京都北区・個人)

過日、叙勲受章・還暦を迎え思うところがありまして、微力ながらお役に立てればと思います。

(岩手県滝沢村・個人)

5 政策メニューリスト

(1) 自然環境の保全に関する事業

北山崎の断崖に自生しているシロバナシャクナゲ群落は、昭和 29 年に岩手県の天然記念物に指定されましたが、原因不明の枯損や盗掘などにより、その数は激減しています。

自然環境保全のシンボルとしてシロバナシャクナゲ園を造成するなど、自然環境の保全と意識啓発に努めます。

事業内容： シロバナシャクナゲ群落の再生事業、国立公園内自然遊歩道の適正管理

(2) 農山漁村の歴史文化の保存に関する事業

水産庁の「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」(平成 18 年 2 月)に選ばれた机浜漁村番屋群では、地元住民らが保存活用協議会を設立し、保存と継承活動等を展開しています。

この取り組みを支援するとともに、漁村文化を後世に伝え、都市住民との交流の場として活用していきます。

事業内容： 机浜漁村番屋群の保全、継承活動への支援

(3) 自然エネルギーの整備に関する事業

田野畑村の 84%は山林で、昭和時代は炭焼きが盛んでした。山林は二酸化炭素を吸収し、酸素を供給します。化石燃料は便利ですが、二酸化炭素排出による地球温暖化など、新たな問題も生じさせました。

環境に優しい自然エネルギーを普及させ、地球環境の浄化に貢献します。

事業内容： 太陽光発電の設置および普及、ペレット・薪ストーブの設置および普及

(4) 福祉および健康の推進に関する事業

平成 19 年 9 月現在、村の高齢化率は 30.5%で、近年は高齢者夫婦世帯(全世帯比 14.4%)や一人暮らし老人世帯(同 9.2%)が増加傾向にあります。

村では高齢者の安否確認や消費者問題の被害未然防止などに努めてきましたが、地方交付税の削減等により既存事業の維持さえ難しくなっています。

高齢者が住み慣れた家で安心して暮らせる在宅福祉サービスを提供します。

事業内容： 既存事業の維持

(5) 子どもの教育および少子化対策に関する事業

平成 19 年 9 月現在、村の 15 歳以下の人口比は 12.8%となっています。村では就学前児童の医療費無料化などによる少子化対策や、小中学校での教育環境整備等に努めてきましたが、地方交付税の削減等により既存事業の維持さえ難しくなってきました。

子育てをしやすい環境と教育環境の整備を進めます。

事業内容： 既存事業の維持

申し込み方法

「寄付申込書」で寄付金の使い道を指定し、申し込んでいただきます。

村から降り込みのご案内をしますので、指定の口座にお振り込みをお願いします。

振込手数料は本人負担となります。

寄付金の額

寄付金は、1口 5,000 円を原則として、何口でも受け付けます。

問い合わせ先

〒028 - 8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143 - 1

田野畑村役場 総務課 田野畑むらづくり基金担当

電話 0194 - 34 - 2111 F A X 0194 - 34 - 2632

e-mail inquiry@vill.tanohata.iwate.jp

【監修】 寄付市場協会 (JaDoMaC) 会長 渡辺清

6 田野畑むらづくり基金条例

平成 19 年 10 月 1 日公布

田野畑村条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、田野畑村のむらづくりに対する寄付金を広く募り、その寄付金を財源として、多様な人々の参加とその思いを具体化することにより、個性豊かで活力があり、安心して暮らせるむらづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第 2 条 前条に規定する寄付金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 自然環境の保全に関する事業
- (2) 農山漁村の歴史文化の保存に関する事業
- (3) 自然エネルギーの整備に関する事業
- (4) 福祉及び健康の推進に関する事業
- (5) 子どもの教育及び少子化対策に関する事業

(基金の設置)

第 3 条 前条に規定する事業に充てるために寄付者から收受した寄付金を適正に管理運用するため、田野畑むらづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄付金の指定等)

第 4 条 寄付者は、第 2 条各号に規定する事業のうちから自らの寄付を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて收受した寄付金のうち前項に規定する事業の指定がない寄付金については、むらづくりの課題に応じて、村長が当該事業の指定を行うものとする。

(寄付者への配慮)

第 5 条 村長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金への積み立て)

第 6 条 基金として積み立てる額は、第 4 条の規定により寄付された相当額で予算の定めるところによる。

(基金の管理)

第 7 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第 8 条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第10条 村長は、この基金の運用状況を毎年度中間期と通期について、期末後1か月以内に公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 田野畑むらづくり基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田野畑むらづくり基金条例(平成19年田野畑村条例第15号。)に基づき、基金の積み立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受け入れ等)

第2条 寄付金は、寄付申込書(様式第1号)により随時受け付けるものとする。

(寄付金台帳の作成)

第3条 村長は、寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳(様式第2号)を作成しなければならない。

2 村長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておくなければならない。

(寄付金の額)

第4条 寄付金は、1口5千円とする。ただし、村長が認める場合は、この限りでない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。